

**(仮称)滋賀県公共施設等マネジメント  
基本方針(骨子案)**

## (1) 策定趣旨

- 本県では、高度経済成長期以降、人口増や経済成長に伴う県民ニーズに対応して集中的に公共施設等の整備を推進してきました。
- その後、社会経済情勢の変化や地域における施設の充足状況、地方分権改革の進展に伴う県の役割の変化等を踏まえて、平成17年度以降は、公の施設を中心に、施設のあり方について継続的に見直しを行い、廃止や市町等への移管など量的改革を進めるとともに、存続させる施設についても、指定管理者制度の導入など効果的かつ効率的な運営に努めてきました。
- また、安全・安心の確保の観点から、建築物の耐震化により、大規模な地震による被害に備えるとともに、災害救助、救援物資輸送のための緊急輸送道路の整備、ライフラインの確保対策などのインフラ施設における地震防災対策も進めてきたところです。
- 一方、高度経済成長期に整備した施設の老朽化が新たな行政課題となっており、今後は、大規模改修や更新(建替)の時期が集中的に到来することへの対応や、人口減少や少子高齢化の進展に伴う利用動向の変化への対応が求められます。
- このため、今後は、これらの課題や将来の姿を的確に見据えながら、県の保有施設全体の最適化について中長期的かつ総合的な観点から検討し、ハード・ソフト両面から計画的に対策を講じていく必要があります。
- この方針は、こうした基本認識のもと、公共施設等に係る現状や課題、将来の財政負担等も踏まえながら、県の基本的な方針を取りまとめたもので、平成26年4月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」として策定するものです。

## (2) 方針の位置づけ

この方針は、「滋賀県基本構想」の重点政策である『人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現』および「滋賀県行政経営方針」の経営方針である『公共施設等マネジメント』の具体化を図るため、既に取り組を進めているファシリティマネジメント(建築物)およびアセットマネジメント(インフラ施設等)の取組の「見える化」を図りながら、本県の公共施設等全体にわたる基本的な方針を総合的・体系的に整理したものです。

上位計画

滋賀県基本構想(H27~H30)

### 7 人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

#### ■ 目指す方向

老朽化した社会資本の維持管理や更新を戦略的・計画的に進めます。

#### ■ 施策の展開 社会インフラの戦略的維持管理

#### ■ 平成30年度(2018年度)の目標とする指標

個別インフラごとの長寿命化計画の策定(H25:9計画 → H30:34計画)

滋賀県行政経営方針(H27~H30)

### 3 公共施設等マネジメント

- ① 建築物におけるファシリティマネジメントの推進
- ② インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進
- ③ 「公共施設等総合管理計画」の策定および推進

具体化するための方針

基本方針

(仮称)滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(H27策定)

全体の  
「見える化」

各分野の基本方針を総合的・体系的に再整理

ファシリティマネジメント(建築物)

※インフラ・公営企業会計に属する建築物は除く

アセットマネジメント(インフラ・公営企業)

実施計画

県有施設利活用基本指針(H26)

(例) 橋梁長寿命化修繕計画(15m以上)(H23)

琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン(H21)

農業水利施設アセットマネジメント全体計画(H20)

農業水利施設アセットマネジメント中長期計画(H25)

### (3) 方針の構成

1. 公共施設等の現況および将来の見通し

- (1) 公共施設等の老朽化の状況
- (2) 総人口、年代別人口の今後の見通し
- (3) 県の財政状況
- (4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し

(アプローチ)

現状分析  
・  
課題抽出

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- (1) 現状および課題に関する基本認識等
  - ☞ ①基本認識      ②基本理念
- (2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
  - ☞ ①点検・診断等      ②維持管理・修繕・更新等
  - ③安全確保      ④耐震化      ⑤長寿命化
  - ⑥施設総量の適正化
- (3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策
- (4) フォローアップの実施方針

現状・課題を踏まえた全体方針の検討

3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

※施設類型ごとに整理

- (1) 施設概要
- (2) 現状および課題に関する基本認識
- (3) これまでの取組内容
- (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方      等

施設の特性に応じた類型ごとの方針の検討

## (4) 方針の期間

策定に当たっては、将来の社会経済情勢の変化等を考慮する必要があることから、平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間を本方針の期間とします。

## (5) 対象施設

庁舎等の建築物、道路等のインフラ施設、上・下水道等の公営企業施設など県が所有または管理する全ての施設および県が今後も維持管理経費や更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設(農業水利施設、いわゆる3桁国道)を本方針の対象施設(以下、「公共施設等」という。)とします。

※ 施設の特性を踏まえ、以下、建築物、インフラ施設、公営企業施設の3分野に大別して整理

施設の種類		主な施設	
公共施設等	建築物	①庁舎等	県庁舎などの建築物
		②学校施設	県立学校
		③警察施設	警察署、交番、待機宿舎等の警察本部所管の建築物
	インフラ施設	④道路施設	橋梁、トンネル、舗装路面、道路附属物 等
		⑤河川管理施設	樋門、可動堰 等
		⑥港湾施設	大津港、彦根港、長浜港、竹生島港
		⑦治水ダム施設	余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曾川ダム、青土ダム、姉川ダム
		⑧砂防関係施設	砂防堰堤、床固、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
		⑨公園施設	都市公園
		⑩県営住宅	県営住宅
		⑪農業水利施設等	農業水利施設、農業用ダム・ため池、農道、地すべり防止施設
		⑫治山・林道施設	治山堰堤、山腹工、林道施設等
		⑬交通安全施設	信号機、標識 等
		⑭その他施設	水質自動測定局 等
	公営企業施設	⑮公営競技事業施設	競艇場
		⑯流域下水道施設	管渠、処理場、ポンプ場 等
		⑰工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設	管路、浄水場 等
		⑱病院	成人病センター、小児保健医療センター、精神医療センター

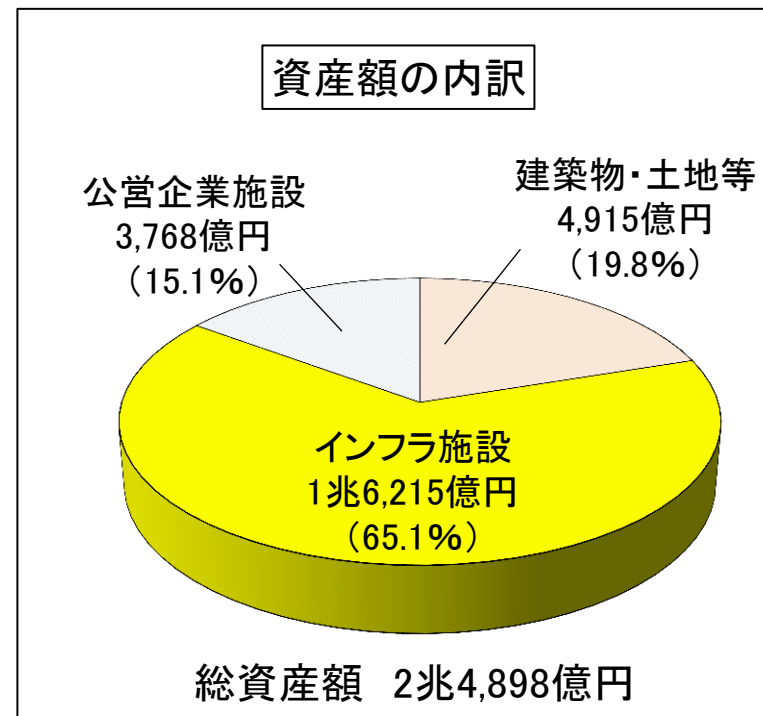
# 1. 公共施設等の現況および将来の見通し

## (1) 公共施設等の老朽化の状況

### ①全体規模

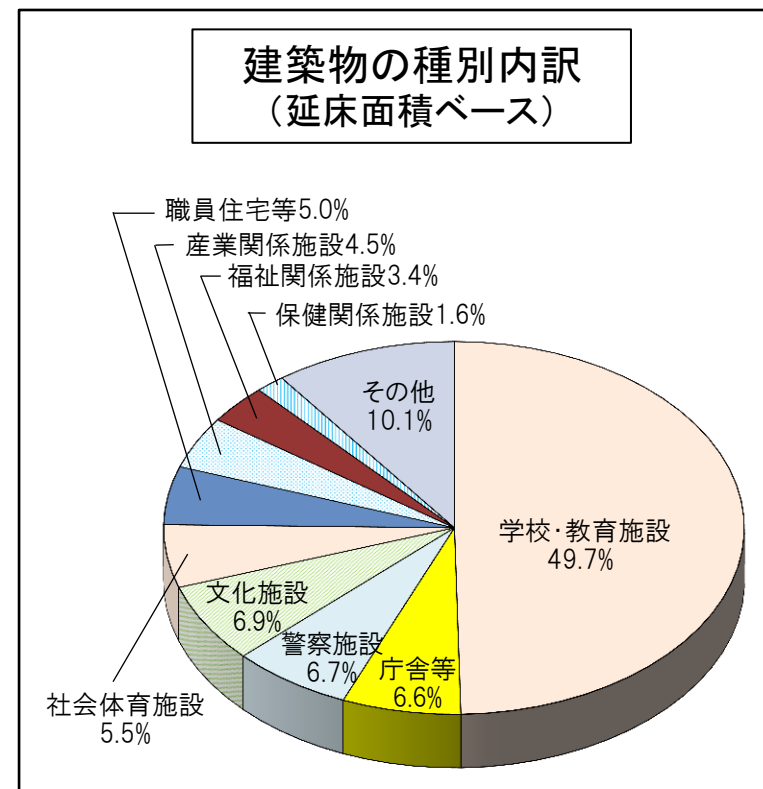
- 財務諸表の貸借対照表(平成26年3月31日現在)では、公共施設等(県管理以外の施設は除く)の資産額は、約2兆4,898億円となっています。
- 内訳は、普通会計のうち建築物・土地等が4,915億円、インフラ施設が約1兆6,215億円、また、公営企業施設が3,768億円となっています。

※ 県庁舎や学校など、公共用に使用するための資産(土地、建物、機械装置等)の金額で、建物等は減価償却の累計額を差し引いた額です。



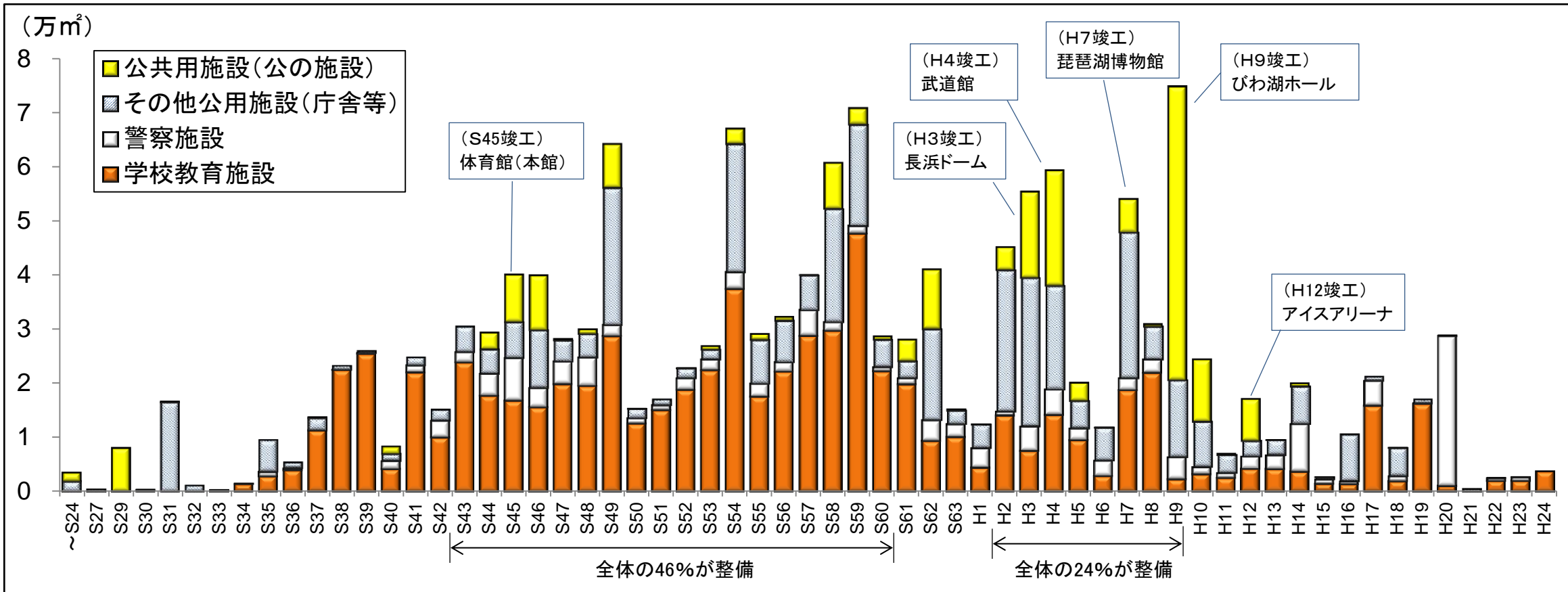
### ②建築物の状況

- 建物数が約4,100棟、施設数が494施設、延床面積が約145万㎡で、このうち半分程度を学校・教育施設が占めています。
- また、建築物の建設時期は、昭和43年度～昭和60年度にかけて全体の約46%、平成2年度～平成9年度にかけて約24%が整備されており、一般的に建物の使用期間とされる築50年以上の施設の割合(面積ベース)は、10年後には約30%、20年後に約60%近くまで増加する見込みです。

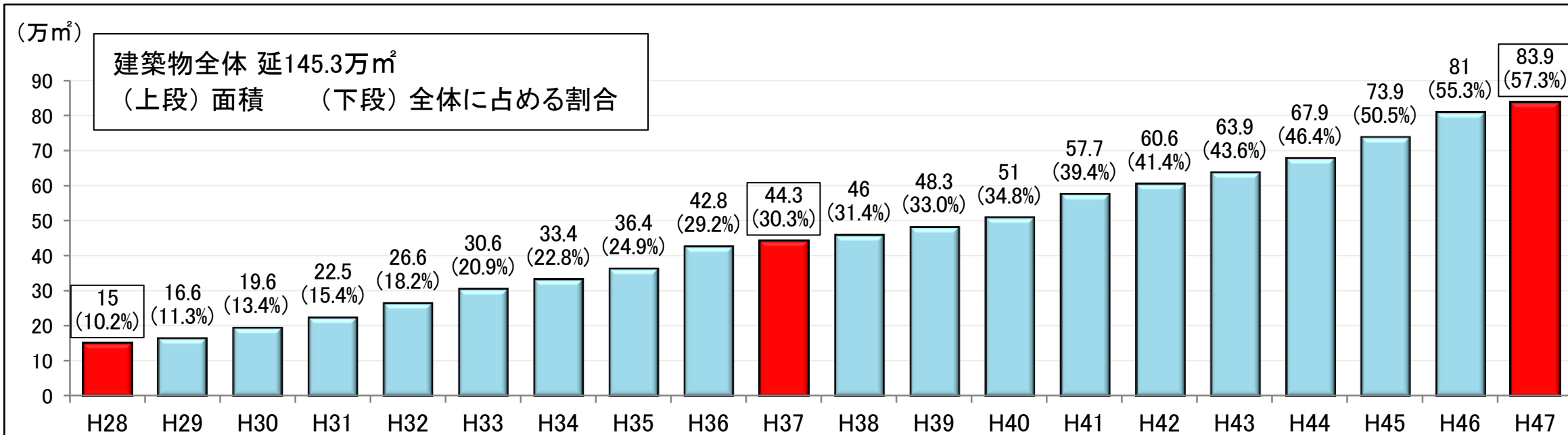




# 建築物の整備時期別の延床面積



# 今後、築50年以上経過する建築物の延床面積・割合



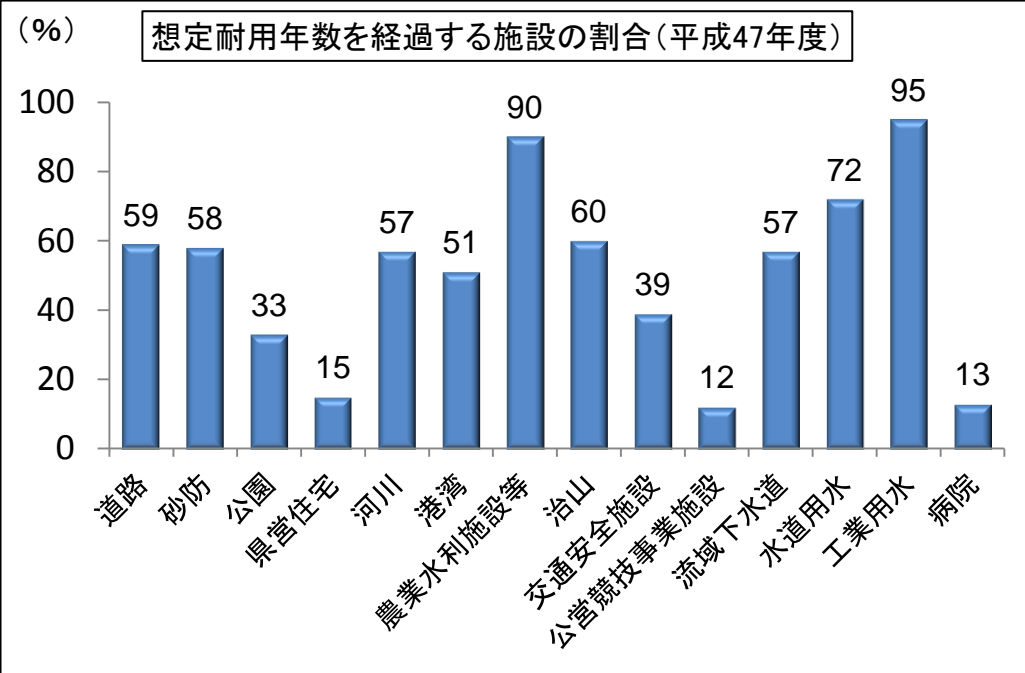
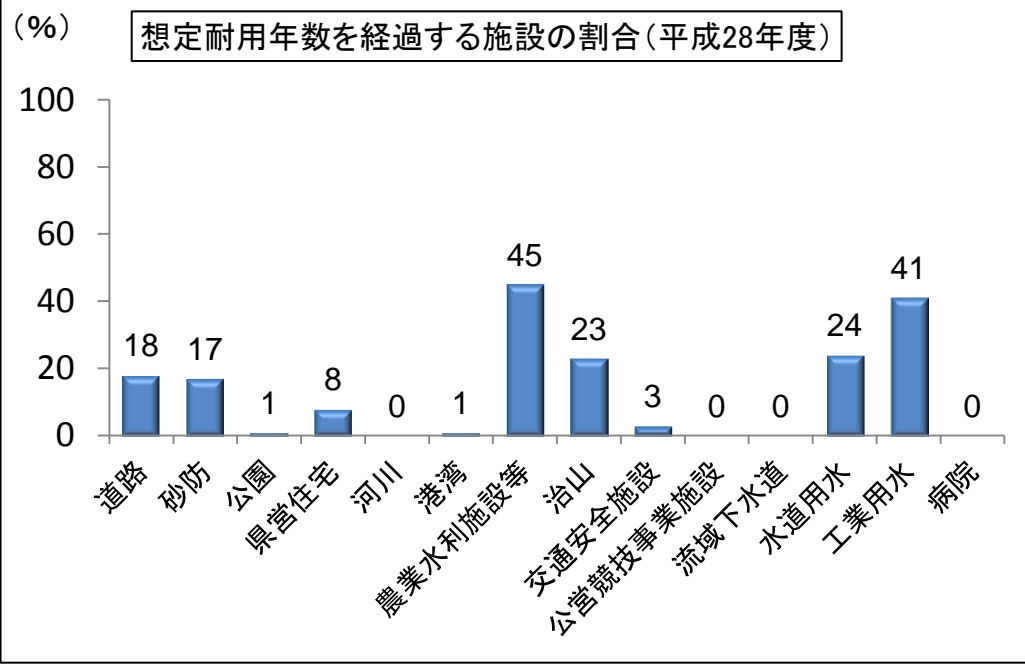
(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。

### ③インフラ施設・公営企業施設の状況

● インフラ施設および公営企業施設においても、老朽化が進行しており、想定される耐用年数を経過した施設の割合は以下のとおりです。

施設分野	想定耐用年数を経過する施設の割合		備考 (想定耐用年数 ※)
	H28年度	H47年度	
道路施設 ※橋梁(15m以上)	約18%	59%	建設後50年
砂防関係施設	約17%	約58%	建設後50年
公園施設	約1%	約33%	建設後50年
県営住宅	約8%	約15%	簡易耐火造平屋建:30年 準耐火造住宅等:45年 中層耐火造住宅等:70年
河川管理施設 ※矢板護岸、管理橋除く	約0%	約57%	建設後40年
港湾施設	約1%	約51%	建設後50年
治水ダム施設	—	—	半永久施設(機械・電気通信設備は除く)
農業水利施設等 (基幹水路)	約45%	約90%	建設後40年
治山施設	約23%	約60%	建設後50年
交通安全施設	信号柱約3%	信号柱約39%	建設後42年(コンクリート柱)
公営競技事業施設	約0%	約12%	建設後50年
流域下水道施設	約0%	処理場・ポンプ: 約57% 管渠:約17%	建設後50年(土木躯体)
工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設	水道用水道(管路): 約24% 工業用水道(管路): 約41%	水道用水道(管路): 約72% 工業用水道(管路): 約95%	建設後40年
病院	約0%	約13%	建設後50年

(注) 耐用年数は想定であり、この年数を超えると使用に耐えられないというものではありません。



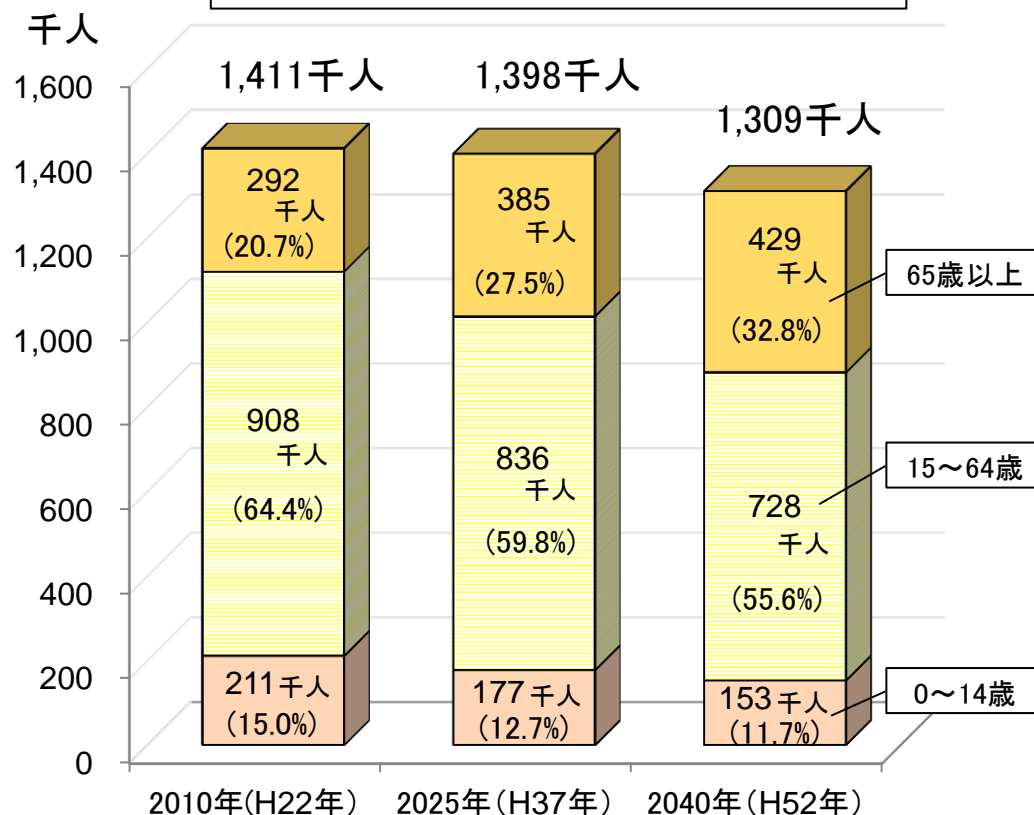
(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。また、保全・更新等の対策を講じないものと仮定して算出しています。



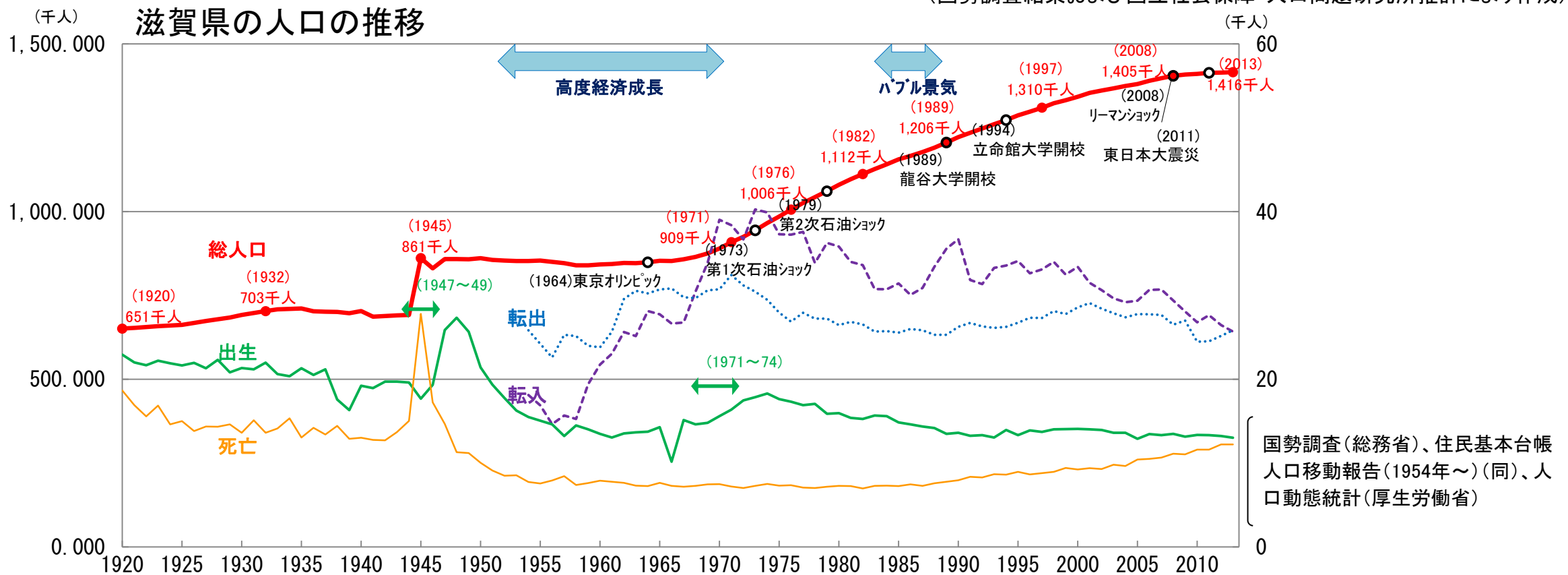
## (2) 総人口、年代別人口の今後の見通し

- これまで全国でも数少ない人口増加県であった本県でも、平成26年10月1日現在の推計人口で48年振りのマイナスとなり、人口減少局面に入ったと推測されています。
- 年代別では、年少人口および生産年齢人口が減少し、特に生産年齢人口の割合は、平成52年には55.6%まで落ち込む一方、高齢(65歳以上)人口割合は、32.8%まで高まると予測されています。

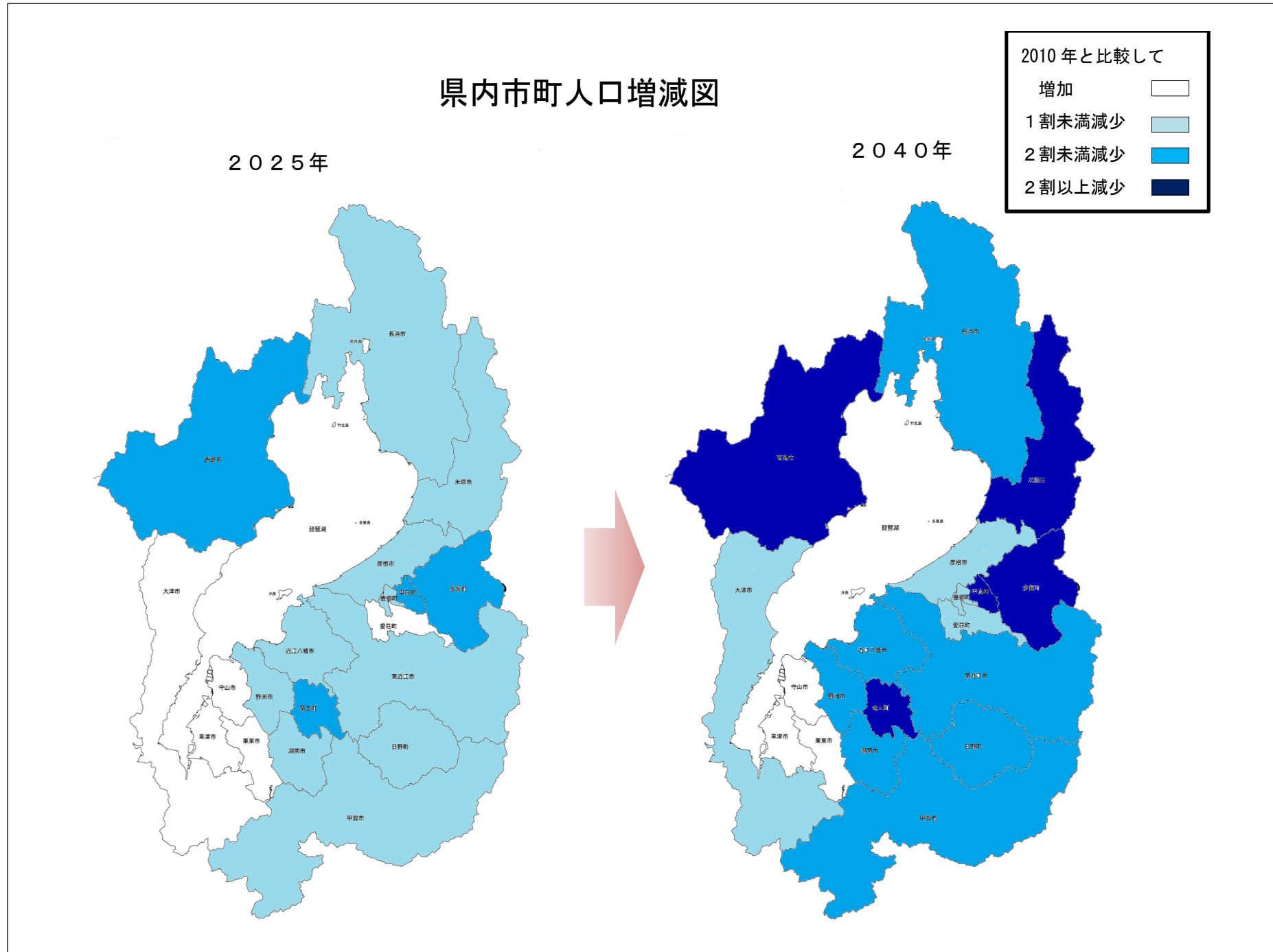
滋賀県の年代別人口および構成比



(国勢調査結果および国立社会保障・人口問題研究所推計により作成)



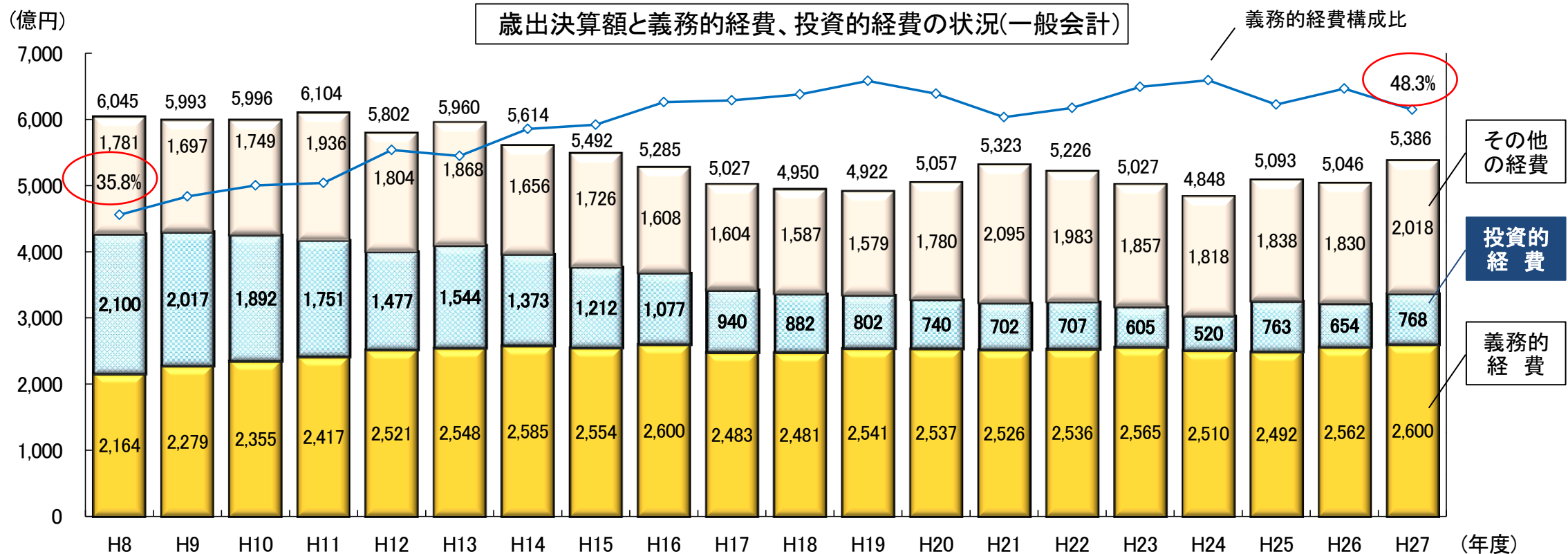
- また、地域別に2010年人口と2040年人口を比較すると、湖南地域の3市で増加が見込まれる一方、その他の市町では減少するものと推測されています。



(国勢調査結果および国立社会保障・人口問題研究所推計により作成)

### (3) 県の財政状況

- 一般会計の歳出規模は、平成14年度以降、財政構造改革による歳出削減の取組等により年々減少していましたが、平成20年度以降は、増加あるいはほぼ横ばいで推移し、平成27年度当初予算では5,386億円となっています。
- 主な内訳を見ると、人件費、扶助費、公債費を合わせた、いわゆる義務的経費が徐々に増加しており、歳出全体の半分程度を占めています。一方、投資的経費は、平成8年度までは増加していましたが、その後、財政構造改革の取組により、会館等の新規整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進捗調整や規模の見直し等を行ってきた結果、ピークの平成8年度に比べると4割程度まで減少しています。
- 今後、社会保障関係費の増加や、平成36年の国体開催に向けた多額の財政需要等が見込まれることから、平成27年3月に策定した「滋賀県行政経営方針」に基づき、引き続き、歳入歳出両面にわたり財政健全化の取組を進めていく必要があります。

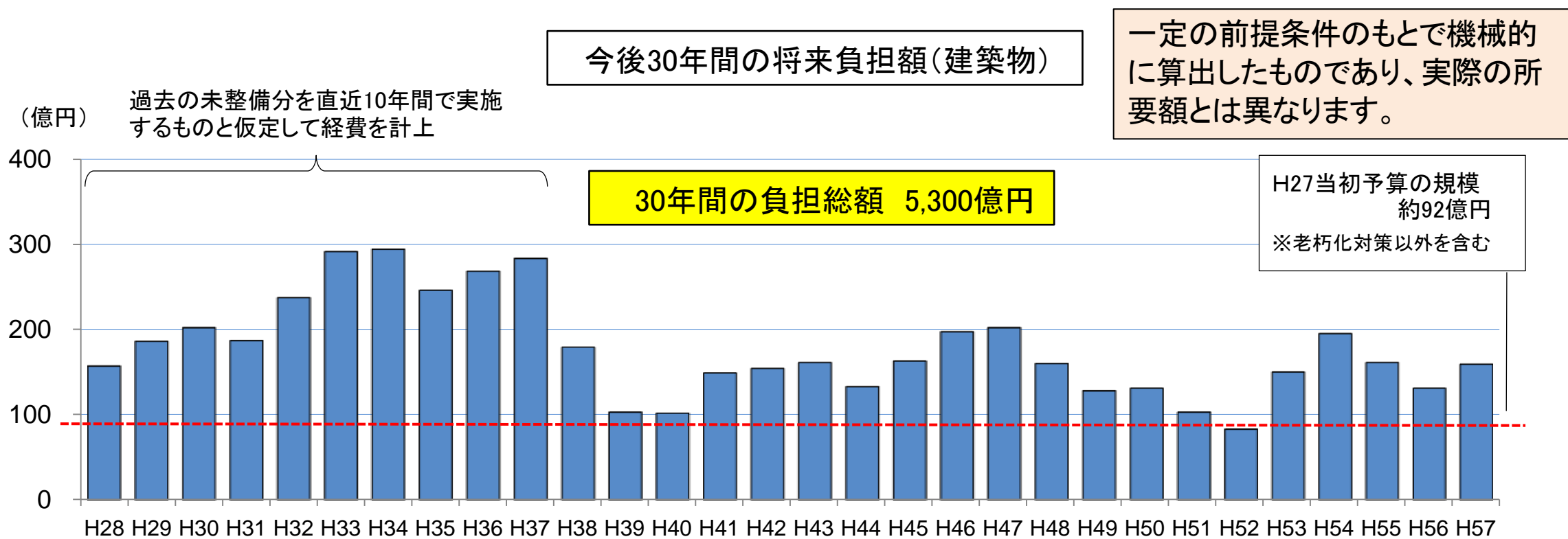


(注) 平成25年度までは決算額、平成26年度は最終予算額、平成27年度は当初予算額です。

# (4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し

## ①建築物

- 建築物について、今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費は、総額では5,300億円程度、単年度平均では約177億円と推計されます。
- これは、現在の予算規模(老朽化対策以外を含む建築関係のH27当初予算:92億円)を大きく上回ることから、施設総量の適正化、施設の長寿命化、更新対象事業の重点化等により、経費の縮減および平準化を図ることが喫緊かつ重要な課題となっています。



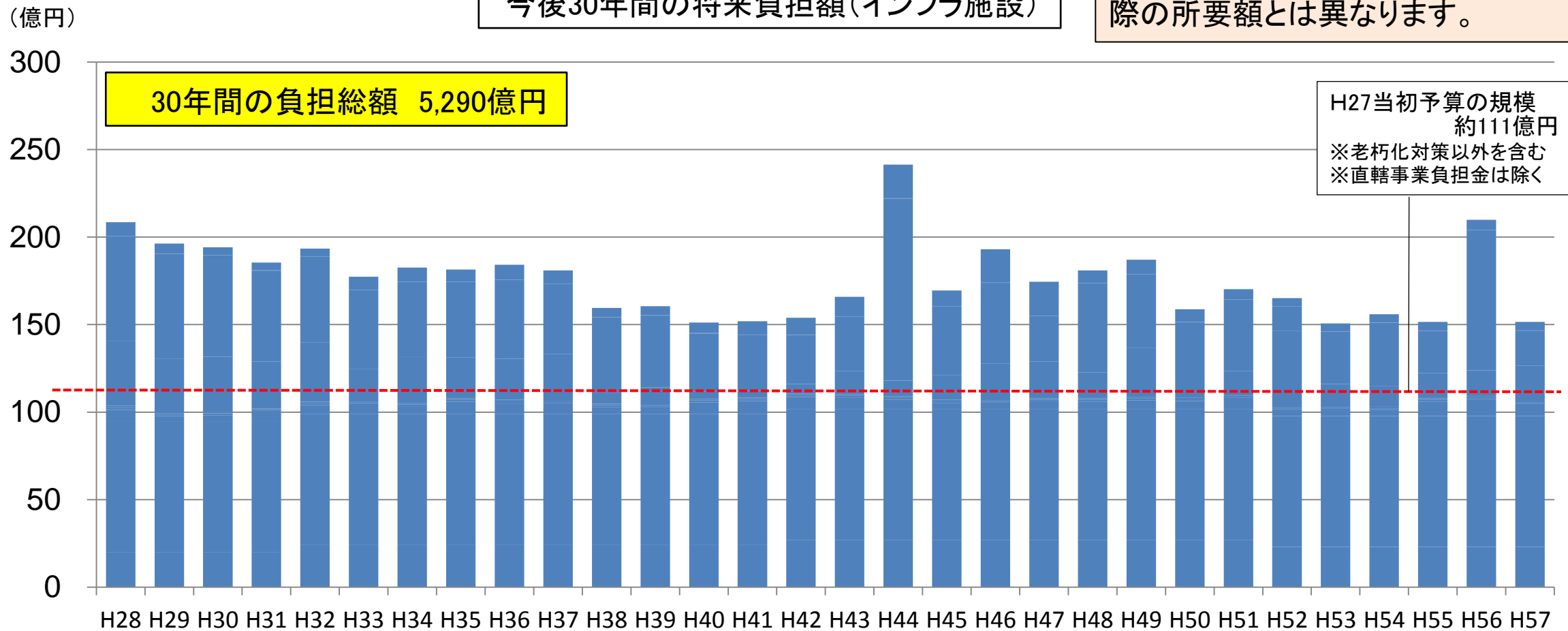
### 【推計方法】

- 総務省監修の試算ソフトを用いて推計
- 大規模改修は30年後、更新は50年後に実施(ただし、既経過分は、H28から10年間で実施)するものとし、施設規模は現状維持と仮定
- 更新単価は、試算ソフトの設定単価および実績額を基に独自に設定。(500㎡未満の軽易棟は1/2の単価を使用)

※ 長寿命化対策などの平準化策を講じた後の将来負担額は、現在精査中(原案の段階で掲載予定)

## ②インフラ施設

- インフラ施設について、今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費は、総額では5,290億円程度、単年度平均では約176億円と推計され、これは、現在の予算規模(H27当初予算:111億円)を大きく上回っています。



### 【推計方法】

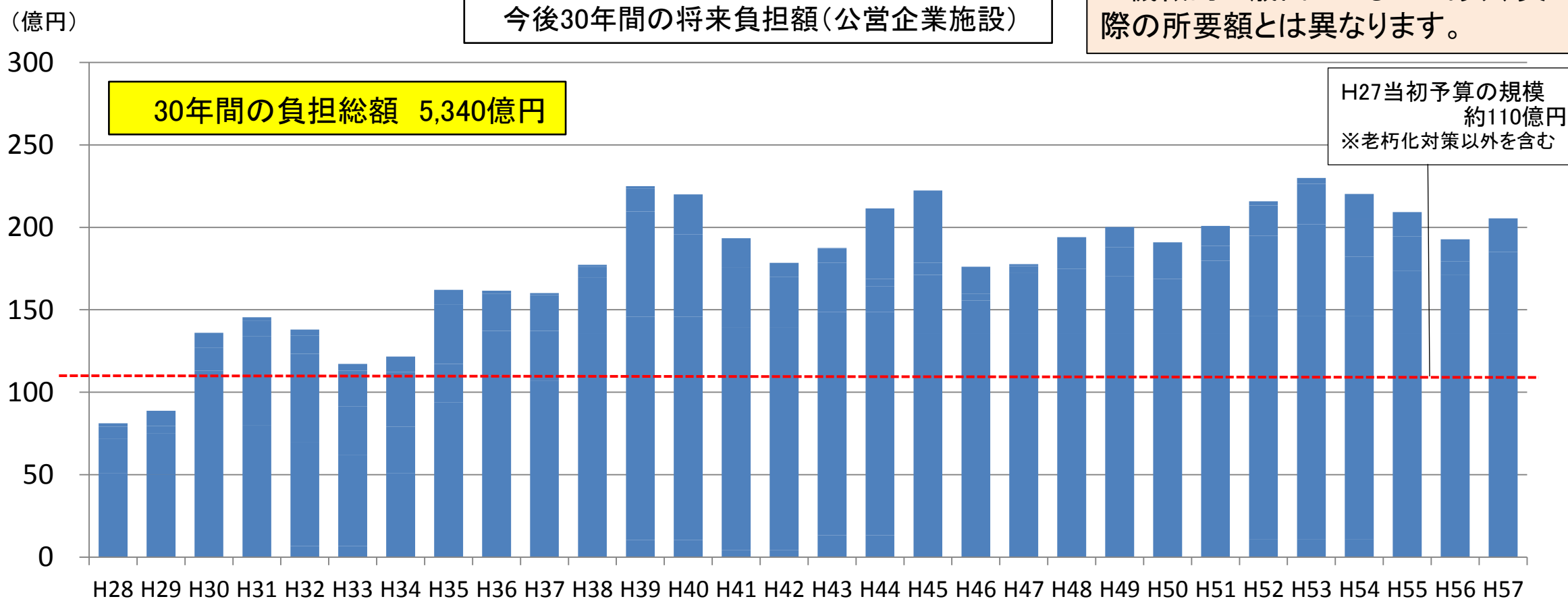
- 長寿命化計画等策定し、計画に基づく試算を行った施設はその試算結果を反映し推計。
  - その他の施設は想定耐用年数が経過した時点で同等の施設を更新すると仮定、または総務省の試算ソフトを用いて推計。
  - 更新単価は、総務省監修の試算ソフト設定単価および建築物ライフサイクルコスト単価に本県の平成27年度の実勢に補正した額や実績額等を参考に独自に設定。更新、改修周期は実績に応じて設定。
- ※ 将来負担額の推計にあたっては、現時点で想定できる維持、更新等の負担額であり、各施設ごとにその試算条件は異なる。各施設の個別施設計画策定後、将来負担額について、見直しを行うこととする。



### ③公営企業施設

- 公営企業施設について、今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費は、総額では5,340億円程度、単年度平均では約178億円と推計され、これは、現在の予算規模(H27当初予算:110億円)を大きく上回っています。

施設ごとに一定の前提条件のもとで機械的に歳出したものであり、実際の所要額とは異なります。



#### 【推計方法】

- 長寿命化計画等策定済みの施設は、計画に基づく試算結果を反映し推計。
- その他の施設は、総務省監修の試算ソフトを用い、一定の条件のもと機械的に推計。大規模改修は30年後、更新は50年後(施設規模は現状維持)に実施。
- 更新単価は、総務省監修の試算ソフト設定単価および建築物ライフサイクルコスト単価に本県の平成27年度の実勢に補正した額や実績額等を参考に独自に設定。

※ 将来負担額の推計にあたっては、現時点で想定できる維持、更新等の負担額であり、各施設ごとにその試算条件は異なる。各施設の個別施設計画策定後、将来負担額について、見直しを行うこととする。

## 2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### (1) 現状および課題に関する基本認識等

#### ①基本認識

県民生活や経済活動を支えていく上で、社会基盤であるインフラ施設やサービスの提供のある建築物の果たす役割は引き続き大きいところですが、1で述べた公共施設等の現況および将来の見通しを踏まえると、今後は特に以下の点に留意しながら、いかに必要な施設を将来にわたって持続可能な形で適切に維持管理・修繕・更新等していくかが重要な課題になります。

#### 課題 公共施設等の老朽化の進行

[対応の視点]→ 将来を見据えた計画的な老朽化対策の推進

#### 課題 人口減少をはじめとする社会経済情勢等の変化

[対応の視点]→ 人口減少や少子高齢化に伴う行政ニーズや施設の利用動向の変化等への対応、環境への配慮、施設における省エネ・創エネ等の取組の推進

#### 課題 施設の維持管理・修繕・更新等に係る財政負担の増大

[対応の視点]→ 施設総量の適正化や施設の長寿命化等によるコストの縮減・平準化  
新たな施設に係るトータルコストの縮減

#### 課題 さらなる安全・安心の確保、誰もが利用しやすい施設づくり

[対応の視点]→ これまで取り組んでいる施設の耐震化等に加え、長寿命化対策による予防保全、災害に強い県土づくりや国土強靱化の観点からの取組、ユニバーサルデザインの取組

#### 課題 民間活力の活用

[対応の視点]→ 低廉かつ良好な公共サービスの提供や民間の事業機会の創出による経済の活性化等に資するPPP/PFIや官民連携の推進

## ②基本理念

### 施設整備に関する方針(例)

- 【建築物】新規整備を極力抑制するとともに、施設の改修・更新時には将来の利用動向等を見据えた適正な規模・水準に是正
- 【インフラ施設】ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮し、真に必要な投資へ重点化
- 【公営企業施設】将来にわたる収支バランスや経営的視点を踏まえた適切な投資
- 規模の大きなものなど民間活力の導入効果が見込まれる施設は、整備時にPPP/PFIの積極的な検討

### コスト低減に関する方針(例)

- 人口減少や少子高齢化等による利用ニーズの変化を踏まえ、施設総量の適正化を不断に検討・実施
- 施設の長寿命化や経常的な維持管理経費の節減等によりトータルコスト縮減を徹底

### サービスや安全性向上に関する方針(例)

- 主な施設ごとに管理・運営に関する定量的な目標を設定し、達成状況を公表
- 維持管理等において、民間のノウハウ、資金、人材のさらなる導入を推進

### その他(例)

- 歴史的価値ある施設等については、有効活用を積極的に検討し、次世代へ継承
- 地域特性や県民・市町の声を十分に踏まえたきめ細かな対応

## (2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### ① 施設特性に応じた良好な水準の維持と安全性の確保

将来にわたり、安定的にサービスを提供し、施設の効用を最大限発揮していくためには、それぞれの施設特性に応じた良好な水準の維持ならびに安全性の確保が重要です。そのため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応に努めるとともに、これらの情報を適切に管理・蓄積し、次の対策に活かしていきます。

### ② 施設総量の適正化

今後の社会経済情勢の変化や人口減少等に伴う利用ニーズの変化等を踏まえながら、必要性や効用が低下した施設等について、廃止、集約化、複合化、民間や市町との一体利用、用途変更等の検討を行いながら、施設の特性に応じて適切な施設総量に是正します。

### ③ 施設の長寿命化、計画的な更新

従来の事後保全型維持管理から、故障や不具合が発生する前に修繕等を実施し、性能の保持・回復を図る予防保全型維持管理に転換し、施設の長寿命化を図ります。

また、老朽化が著しい施設については、箇所ごとに更新や改修の緊急性・優先度を見極め、選択と集中の徹底を図ることで、限られた財源の中で計画的な事業推進を図ります。

### ④ 維持管理の最適化、施設の有効活用

主な施設ごとの定量的な管理目標の設定や総合的な評価の実施、類似施設間のコスト比較、新技術の活用等により、維持管理の最適化を図り、サービスの向上やコストの低減を図ります。

また、施設の有効活用の観点から、ネーミングライツや広告事業、余剰スペースの貸付等の歳入確保にも引き続き取り組みます。

具体的には、以下の①～⑥の基本的な方針に基づいて公共施設等マネジメントを推進します。

## ①点検・診断等

- 日常点検や巡視、パトロールによる確認、利用や事故、災害等に伴う破損等の状況把握
- 点検技術に関する研修の充実、施設管理者の知識・技術の向上
- 点検方法やメンテナンスサイクルの見直し
- 【建築物、県営住宅等】点検マニュアルに基づく定期点検の実施
- 【流域下水道】ストックマネジメントガイドラインに基づく定量的な指標による状況把握
- 【道路】法令に基づき5年に一度の近接目視による定期点検の実施 等

(参考)

### 施設点検マニュアル(建築物)(H27)

#### (1)点検の実施(毎年度5月～6月)

##### 【点検対象部位】

- ①敷地周囲・敷地内(擁壁、フェンス、舗装等)
- ②建築物の外回り(外壁、受変電設備、受水槽等)
- ③建築物の屋根・屋上(屋根、庇、高架水槽等)
- ④建築物の内部(躯体、自動ドア、壁、天井等)
- ⑤管理部門以外の各室  
(照明器具、電気配線、昇降機等)
- ⑥管理部門(自家発電設備、送風機、配管等)

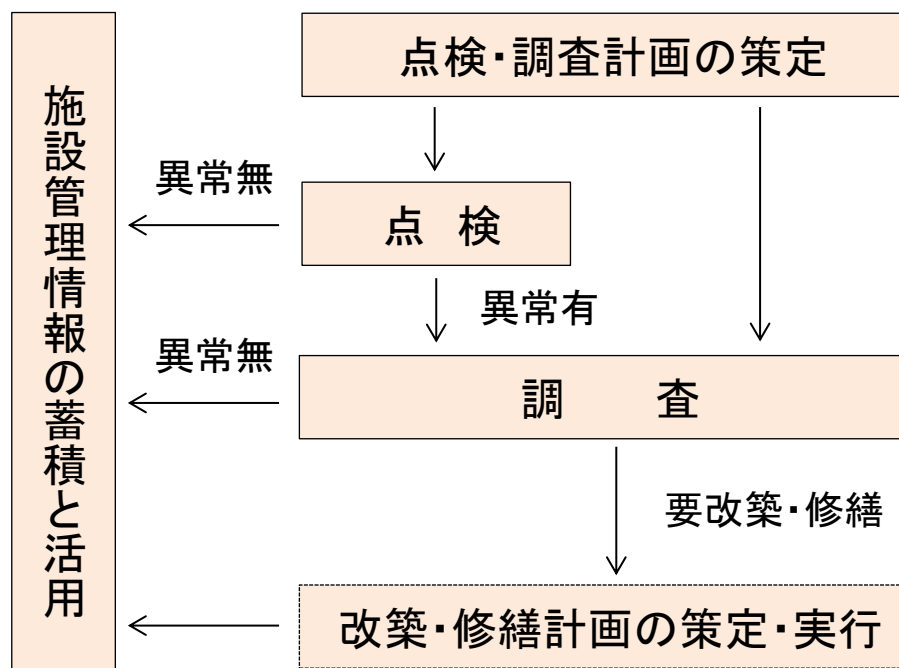
↓  
不具合の早期発見・応急措置

↓  
早期対応(修繕)

↓  
長期保全計画への反映

### ストックマネジメントガイドライン(流域下水道)

#### (管路施設の点検・調査フロー)

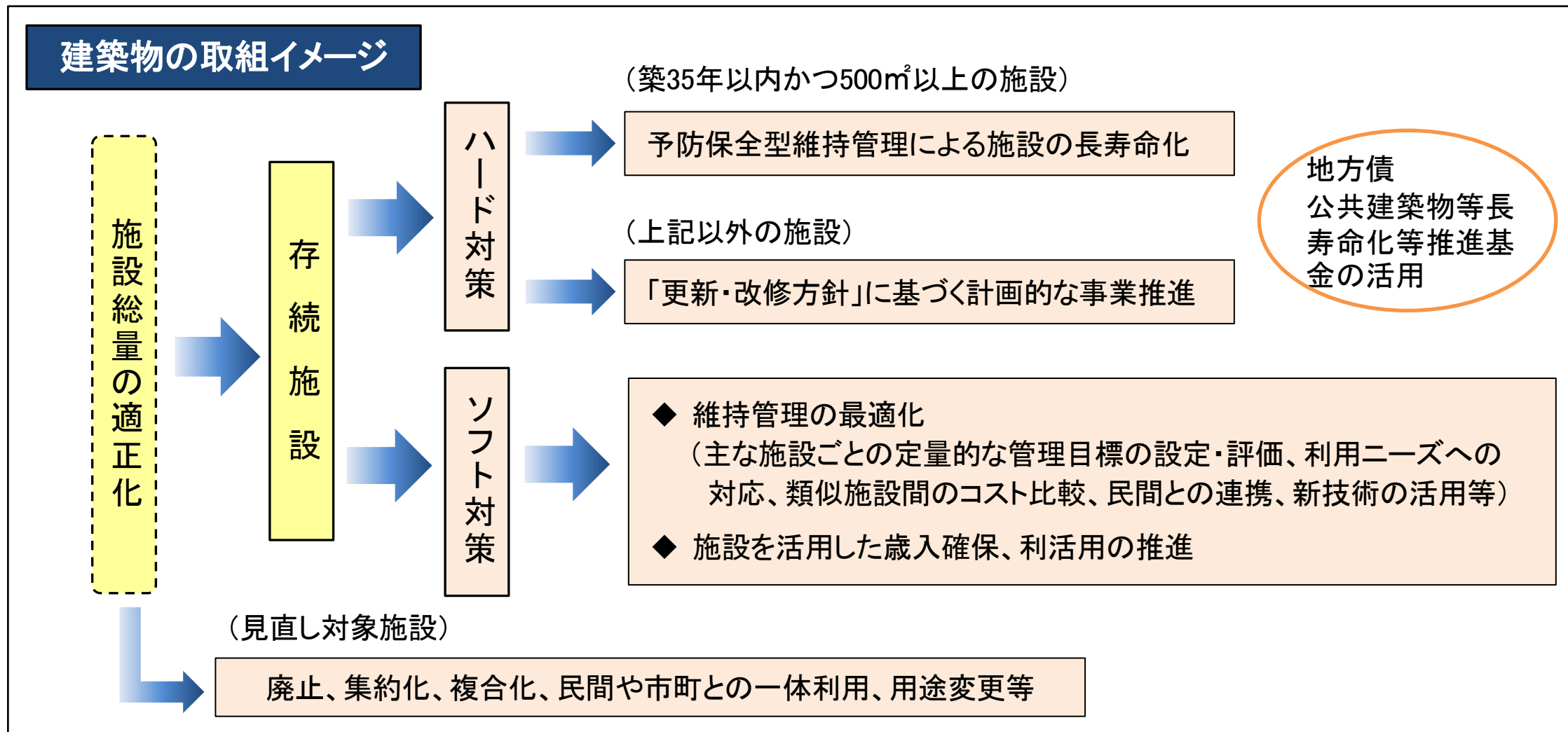




## ②維持管理・修繕・更新等

- 従来の事後保全型維持管理(修繕)から、予防保全型維持管理(修繕)への転換
- 【建築物】「更新・改修方針(H27策定予定)」に基づく計画的な更新・大規模改修の実施
- 【建築物】地方債や公共建築物等長寿命化等推進基金(H27.3創設)を活用した予防保全、更新等の推進
- 主な施設ごとの定量的な管理目標の設定・評価、利用ニーズへの対応、類似施設間のコスト比較、民間との連携、新技術の活用等による維持管理の最適化
- 施設を活用した歳入確保、利活用の推進 等

(参考)



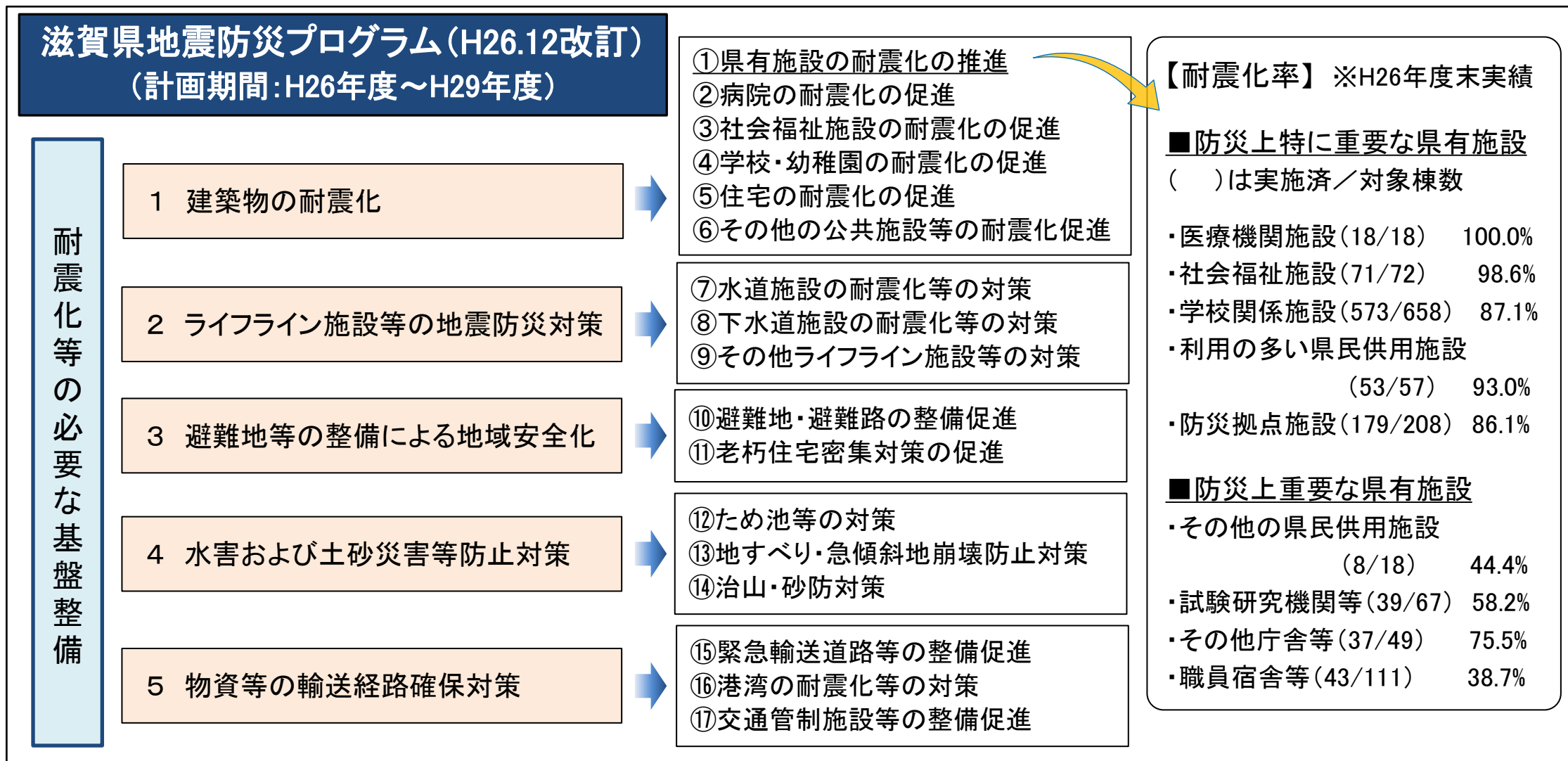
### ③安全確保

- 点検・診断等による危険箇所等の早期発見・早期対応、同種類似リスクへの対応
  - 防犯・防災上・事故防止等の対策の実施
- 等

### ④耐震化

- 「滋賀県地震防災プログラム」に基づく計画的な耐震対策の実施
- 等

(参考)



## ⑤長寿命化

- 【建築物】長寿命化対象施設において、予防保全工事の内容・周期を定めた「長期保全計画」を施設ごとに策定(H27～H29)し、計画的に長寿命化対策を推進
- 【インフラ施設・公営企業施設】施設ごとの長寿命化計画や国の基準等に基づく長寿命化対策を推進
- 効果的・計画的な予防保全措置による使用期間の延伸、LCC(ライフサイクルコスト)の低減 等

(参考)

### 建築物における長寿命化の取組

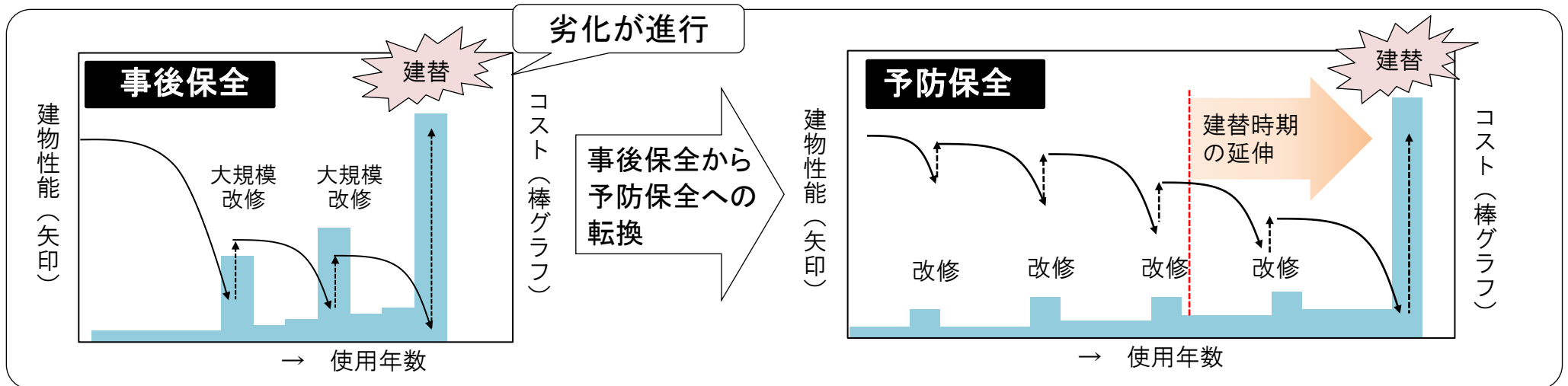
#### 【対象要件】

長寿命化対策による効果(使用期間:通常50年→65年)が期待できる、下記のいずれにも該当する施設を基本に選定(121施設:面積ベースで全体の約4割(55.6万㎡))

- 年数要件: 建築後の経過年数が、35年以内
- 規模要件: 棟当たりの総面積が500㎡以上

#### (予防保全工事の例)

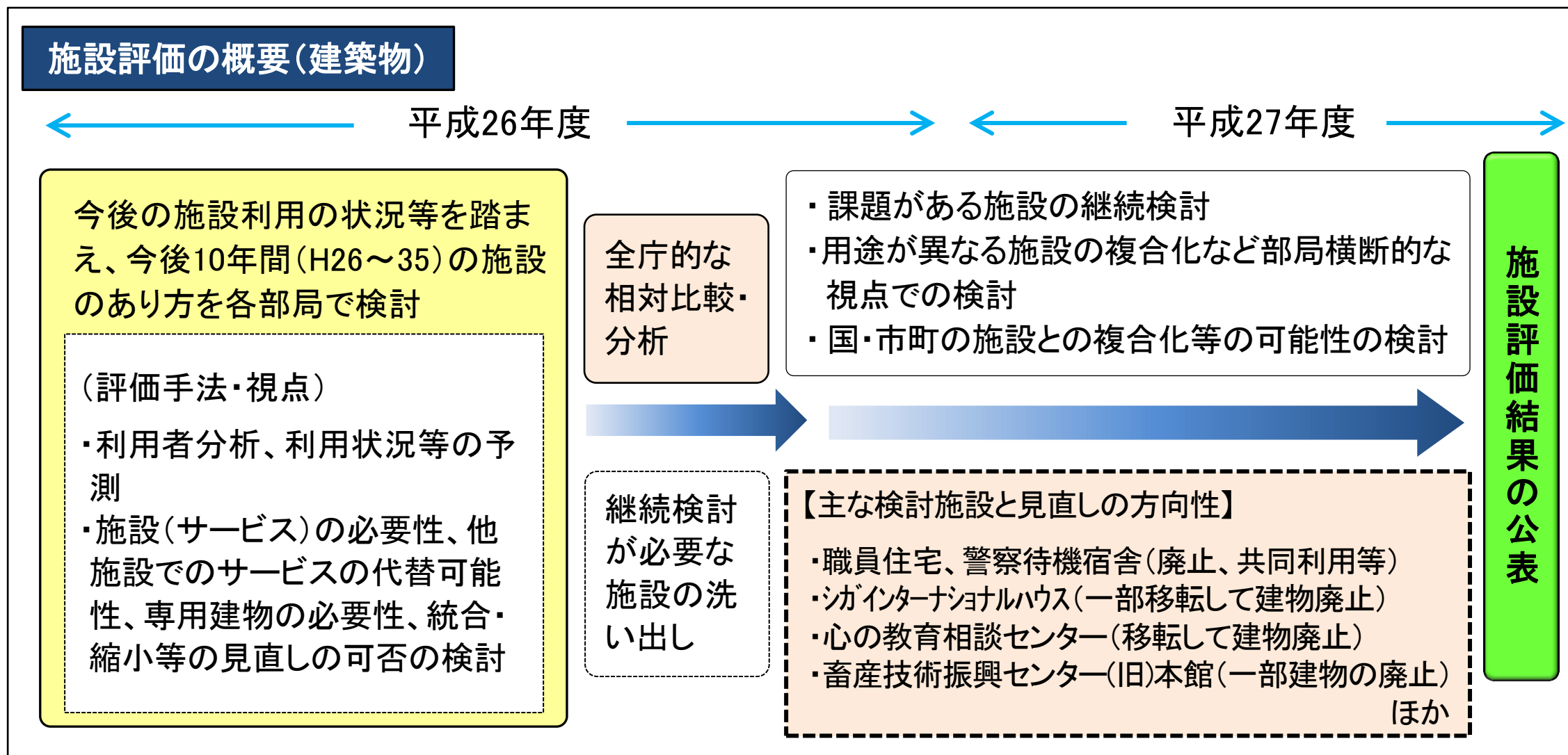
分野	建築の部位	保全周期(年)	
		修繕	更新
建築	勾配屋根	10	30
	外壁	10	40
電気設備	受変電設備	6～15	25～30
	発電設備	2～13	20～30
	中央監視設備	10	30
機械設備	空調設備	2～15	15～30
	自動制御設備	10	15～30
	給排水	3～15	15～20
	消火設備	6～10	20～30
	昇降機設備	2～15	30



## ⑥施設総量の適正化等

- 今後の社会経済情勢の変化や利用ニーズの変化等を踏まえ、必要性や効用が低下した施設、余剰スペース、設備等に係る不断の見直し
- 【建築物】「施設評価」の実施を通じた、今後の施設のあり方検討、廃止、集約化、複合化、民間や市町との一体利用、用途変更等の検討
- 【インフラ施設・公営企業施設】施設ごとの特性を踏まえた総量適正化の検討 等

(参考)



### (3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

#### ①全庁的な取組体制の構築

- 本方針の策定作業を円滑に進めるため、平成27年4月に部局横断的な庁内組織として、「公共施設等マネジメント推進会議」を設置しました。
- 今後は、同会議等を活用して、本方針に基づく取組の推進や全庁的な調整を図るとともに、情報の集約化・有効活用、情報発信・オープンデータ化、民間活力の活用方策、技術部門と管理部門の連携強化・さらなる取組体制の強化等について検討を進めます。
- また、庁内関係課向けの合同の研修会等を開催し、全庁的なスキルの向上やノウハウの共有・蓄積を図ることにより、公共施設等の適切かつ効果的な管理を推進します。

#### ②情報管理・共有方策

- 公共施設等のマネジメントを効果的・効率的に推進していくためには、施設情報を適切に管理・蓄積し、それらに基づいて、施設の維持管理や整備を行うことが重要です。
- 施設の特性、整備や修繕等の履歴、維持管理コスト、余剰スペースなどの「施設管理情報」と、利用者の数やニーズ、運営改善の取組などの「施設運営情報」を、まずは各施設所管課において適切に管理し、類似施設間の比較分析等を行うことにより、維持管理コストの低減、予算の重点化、無駄な利用や重複施設の排除など施設管理の最適化に向けて、有効活用を図ります。
- また、現在は、各施設所管課において個別に施設情報が管理されていますが、今後は、平成28年度に整備予定の固定資産台帳との関係も整理しながら、施設情報の集約化・共有化に向けた検討を進め、ホームページ等を通じた情報発信や、オープンデータ化等により、利用者である県民や民間事業者等にきめ細かく情報提供を図ります。
- さらに、施設の有効活用等の観点から、市町や国の機関とも情報共有を図り、有機的な連携に努めます。



# 庁内の取組体制

県政経営会議  
県政経営幹事会議

行革調整会議(次長級)

検討事項に係る協議、報告

## 公共施設等マネジメント推進会議 (H27.4設置)

建築物・インフラ・公営企業関係課の課長級で構成

【主な建築物】 経営企画室(幹事)、教育総務課、県警会計課

【インフラ等】 森林保全課、耕地課、道路課、砂防課、都市計画課、住宅課、流域政策局、県警交通規制課

【公営企業】 下水道課、事業課、企業庁、病院事業庁

(仮称)公共施設等マネジメント  
基本方針の策定・推進

情報の集約化・有効活用の検討

情報発信、オープンデータ化の検討

民間活力の活用方策の検討

庁内の連携強化の検討 等

作業・  
検討

公共施設等マネジメント連絡員会議

上記所属の担当者+オブザーバー(市町振興課、監理課)で構成

## 情報管理

(各施設所管課)  
(建築課)  
(財政課) 等

施設情報の集約化、有効活用

## 情報共有

きめ細かな情報発信  
オープンデータ化等

民間活力の活用、  
官民連携

情報共有  
連携

県民

民間事業者

市町

国の機関

施設の  
有効活用

## (4)フォローアップの実施方針

- 本方針で定めた内容を毎年度フォローアップし、進捗状況や取組効果を把握、公表します。
- 公共施設等を取り巻く環境(利用者の動向、施設の状態、県の財政状況、国の方針等)や施設整備・管理手法の変化等にも柔軟に対応できるよう、適宜見直します。
- 施設ごとの個別施設計画の策定が終了した段階(平成32年度まで)で、本方針を改定します。

※ 個別施設計画は、施設ごとの具体化した取組を推進するため、平成32年度までに策定することを国から求められているもの。

## 3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設の類型		
公共施設等	建築物	①庁舎等
		②学校施設
		③警察施設
	インフラ施設	④道路施設
		⑤河川管理施設
		⑥港湾施設
		⑦治水ダム施設
		⑧砂防関係施設
		⑨公園施設
		⑩県営住宅
		⑪農業水利施設等
		⑫治山・林道施設
		⑬交通安全施設
		⑭その他施設
	公営企業施設	⑮公営競技事業施設
		⑯流域下水道施設
		⑰工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設
		⑱病院

※左記の①～⑱の類型ごとに、現状・課題、これまでの取組、基本認識および取組方針等を整理（原案の段階で反映）

＜参考＞ 今後のスケジュール(案)

平成27年10月 原案作成

11月 県政モニターとの意見交換

12月 県民政策コメントの実施

平成28年3月 基本方針策定